

鹿角市市有財産(木材素材)一般競争入札心得

1. 入札参加者の資格

市産業部農地林務課備え付けの入札参加申込書を令和7年7月17日(木)の午後5時15分までに、農地林務課に提出した者。(地方自治法施行令第167条の4に定める者を除く。)

2. 入札参加申込に必要な書類等

個人：印鑑、住民票抄本、身分証明(本籍地の市町村長が発行するもの)

法人：法人登記簿謄本、印鑑

3. 入札保証金

①入札保証金は入札金額の100分の5以上とし、現金でのみ納付する。

②入札保証金は入札後直ちに還付するが、落札者に対しては、当該契約の締結後に還付する。また、契約保証金の一部に振り替えることができる。

4. 入札

①入札金額は、素材価格から搬出の全ての経費を控除した金額とする。

②入札は、消費税課税業者の如何を問わず、消費税相当額を含む金額(税込価格)とする。

③入札金額は千円単位とする。

④入札者は、一旦提出した入札書の手換え、引換え、撤回をすることができない。

⑤今回の入札において、個人・法人の場合ともに、委任状を提出することで代理人の参加を認める。

⑥入札書は、物件番号・入札金額等を記入したうえで、三つ折りのA4用紙が入る封筒に入れ、封・割り印をして提出するものとし、提出先は「鹿角市長」とする。

⑦入札書及び封筒はあらかじめ3回分用意すること。

5. 入札の辞退

①入札参加者は、開札に至るまでの間いつでも入札を辞退することができる。

②入札参加者は、入札を辞退するときは、入札辞退届等を書面で提出しなければならない。

6. 入札の無効

①入札に参加する資格のない者のした入札

②入札書の記載事項が不明瞭で判読できない入札

③入札保証金が入札額の100分の5に満たない入札

④同一入札者がなした2以上の入札

⑤入札書に入札者の記名押印のない入札

⑥金額を訂正した入札

⑦談合その他不正行為により行ったと認められる入札

7. 落札者の決定

①落札者の決定は予定価格(入札最低価格)以上であって最高額の者を落札者とする。

②落札となるべき同額の入札をなした者が2人以上ある場合はくじによって決定する。この場合、くじを引くことを辞退できない。

③落札者の決定は口頭をもって伝達する。

8. 再度の入札

①開札をした場合において、落札とすべき入札をした者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。
この場合において、再度の入札に立ち会わない入札参加者は、当該再度の入札を辞退したものとして取り扱う。

②再度の入札の回数は、原則として2回を限度とする。

③再度の入札を行うときは、当該再度の入札の直前における入札において、心得6に該当することにより無効とされる入札を行なった者は、以後の執行される再度の入札に参加することができない。

9. 環境条件等

契約物件は入札日における環境条件(日照、整地状況、工作物・樹木等の状況、周辺地の利用状態、その他の環境条件)または機械の状況をもって契約するものとし、落札決定後の条件変更要求は認めないものとする。

10. 契約及び契約保証金等の納入

- ①契約締結は落札決定通知の日から5日以内とする。落札者が期限内に契約締結しない場合は、その落札の効力を失う。
- ②契約保証金は契約金額の100分の10以上とし、契約締結までに納入すること。
- ③売買代金は、契約締結日から20日以内に納入すること。

11. 物件の引き渡し

契約物件の引渡しは、売買代金の納入確認後に行うものとし、引渡しを受けた契約者は契約物件の受領書を提出するものである。

また、契約物件の搬出が完了したときは書面により届け出て職員による実地検査を受けることとする。

12. 入札その他主要約定条件

- ①契約物件の搬出は、契約者が行うものとし、契約者がその一切の経費について負担するものとする。
(搬出の際の除雪等も含む。)
- ②搬出期限は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。
- ③搬出期間終了後に搬出未済木がある場合は、当該木は鹿角市に帰属することとする。
- ④木材集積所において運搬車両に木材を積み込む際には、周辺の構造物や車両等に注意して搬出すること。

鹿角市は契約者が、上記記載の条件に違反したときは、売買契約を解除することができる。

〔参考〕地方自治法施行令

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があつた後二年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
- 六 前各号の一に該当する事実があつた後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者